

準 則 計 算 表

総務省統計局の「日本標準産業分類」で業種名を確認する。（*変更の場合があるため、要確認）
 ※細分類番号、 γ と α は経済産業省（財）日本立地センター発刊「工場立地法解説」で確認できる。
 ※埼玉県企業立地課HPで、産業分類番号、 γ と α の数値ともに掲載。

中分類業種名： 29－電気機械器具製造業
 細分類番号： 2911
 γ ： 65 α ： 1.4

1 生産施設
 (1) 単一業種

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

(2) 2以上の兼業

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_0}{\gamma_i \alpha_i}$$

敷地面積 $124,500\text{m}^2$ \times $\gamma \times 1 / 100 = 65\% / 1$ $=$ $80,925\text{m}^2$ $>$ $13,000\text{m}^2$ OK
 小数点以下は切り捨て
 実際の生産施設面積
 ・左記数値を下回れば良い。

2 緑地
 (1) 単一業種

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

敷地面積 $124,500\text{m}^2$ \times 0.2 $=$ $24,900\text{m}^2$ $<$ $28,550\text{m}^2$ OK
 緑化率20%
 小数点以下は切り上げ
 実際の緑地面積
 ・左記数値を上回れば良い。

3 環境施設
 (1) 単一業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

敷地面積 $124,500\text{m}^2$ \times 0.25 $=$ $31,125\text{m}^2$ $<$ $32,050\text{m}^2$ OK
 環境施設率25%
 小数点以下は切り上げ
 実際の環境施設面積
 ・左記数値を上回れば良い。

- 備考
- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号名を記載すること。
 - 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
 - 3 次ページ例にならい準則計算推移表を添付すること。
 - 4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。